

産業廃棄物処理計画の策定等に関するマニュアル
～適正管理推進マニュアル～

2025年3月

三重県環境生活部環境共生局

資源循環推進課

目次

1	背景	1
2	目的	1
3	計画提出の対象者	2
4	提出フロー	3
5	計画策定にあたっての前提事項	4
	（1）発生量の考え方	4
	（2）計画の作成単位	6
	（3）当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い	7
	（4）電子マニフェストの使用が義務となる事業者	8
6	計画の策定・提出等	10
	（1）計画の策定	10
	①目標値の設定	10
	②計画の様式	10
	③計画書の作成	10
	（2）計画書の提出	11
	（3）計画の公表	11
7	実施状況の報告	12
	（1）報告書の作成	12
	①報告書の様式等	12
	②報告書の作成	12
	（2）報告書の提出	12
	（3）報告書の公表	12
8	参考	13

1 背景

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するとともに、産業廃棄物に対する県民の不安や不信感を払拭するため、平成11年3月に「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」（以下、「適正管理マニュアル」という。）を策定し、年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業者に対して、社内の管理システムの整備を求め、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を進めるための適正管理計画の策定指導や、「自主情報公開ガイドライン」に基づく策定計画の情報公開の取組を促進してきました。平成14年度には、指導対象を年間500t以上の産業廃棄物を排出する事業者に拡大しましたが、平成22年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正を踏まえて、国が求めている産業廃棄物処理計画の内容との整合をはかるために適正管理マニュアルを全面的に見直すとともに、「自主情報公開ガイドライン」の内容も統合化して、平成23年4月に「産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアル」（以下「県マニュアル」という。）を作成しました。

一方、国においては、平成12年に廃棄物処理法を改正し、産業廃棄物排出量が年間1,000t以上又は特別管理産業廃棄物排出量が年間50t以上の多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画等の作成や都道府県知事への計画の提出を求め、平成22年には廃棄物処理法を改正して、産業廃棄物処理計画に関する規程の強化等をはかるとともに、産業廃棄物処理計画等の様式についても改正されました。また、平成29年には、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（前同）の運搬又は処分を他人に委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ（令和2年（2020年）4月1日施行）、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられました。

2 目的

循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理を一層進めていくためには、産業廃棄物の処理責任を負う排出事業者自らが、社内体制の構築のみならず幅広い関係事業者も含めた体制を構築して、排出量や再生利用量等についての的確な目標を定め、その目標達成に向けて所要の取組を進めることが重要です。また、産業廃棄物の処理等に関して自主的に情報公開を進めていくことも求められるところです。

このため、廃棄物処理法に定める多量排出事業者のみならず、全ての排出事業者に対しても、産業廃棄物の処理計画の策定やその実行を行うための具体的な取組様式等を定めるとともに、自主的に情報公開を進める上での取組方向として、県マニュアルを定めたものです。

3 計画提出の対象者

計画提出の対象者は表1のとおりです。

廃棄物処理法で定める多量排出事業者においては、廃棄物処理法第12条第9項及び第12条の2第10項等の規定に基づき、(特別管理)産業廃棄物処理計画の作成や都道府県への計画提出が義務づけられており、当該計画の策定等に当たっては、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物実施状況報告策定マニュアル(第3版)」(平成31年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)(以下、「国マニュアル」という。)に沿った計画内容が求められます。

なお、多量排出事業者以外の排出事業者においても、県マニュアルに基づく自主的な計画策定や公開を求めます。

※廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、廃棄物処理法施行令第6条の3の規定により、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の前年度の発生量が1,000トン以上と、同令第6条の7の規定により特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者としています。

※該当する事業者において、都道府県知事に計画を提出せず、又は虚偽の記載を行った場合などは、廃棄物処理法第33条に規定する罰則が適用されます。

表1 計画提出対象者

区分		計画策定対象者 (前年度の排出量実績)
廃棄物処理法で定める多 量排出事業者	産業廃棄物	1,000トン/年以上
	特別管理産業廃棄物	50トン/年以上

4 提出フロー

提出書類のフローについては、図1及び図2のとおりです。

様式第二号の八は「産業廃棄物処理計画書」、様式第二号の九は、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」、様式第二号の十三は「特別管理産業廃棄物処理計画書」、様式第二号の十四は「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」です。

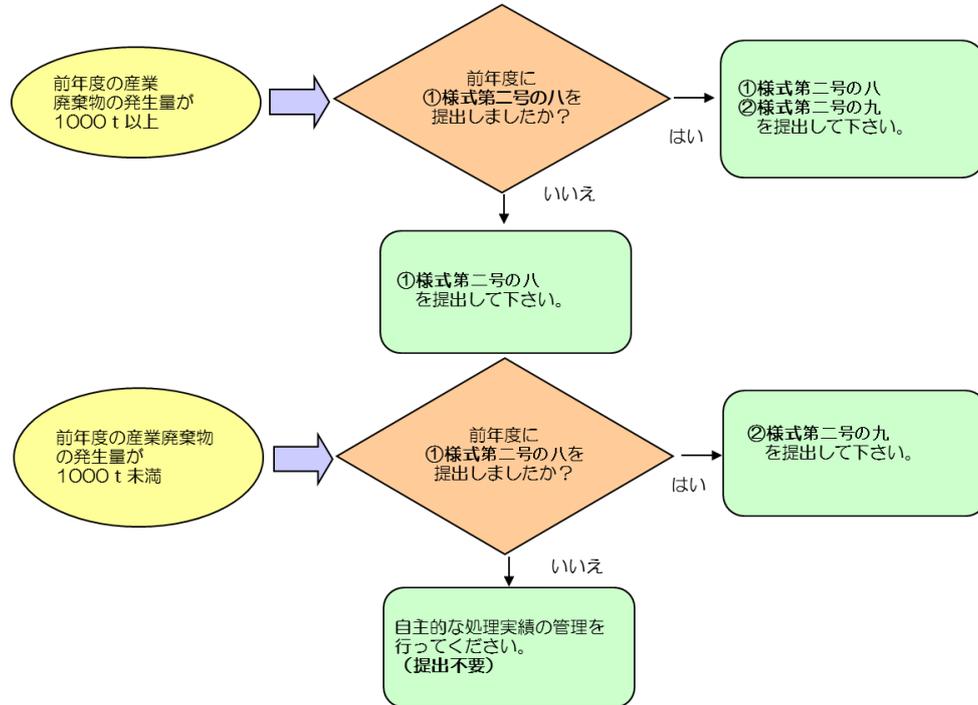


図1 提出フロー（産業廃棄物）

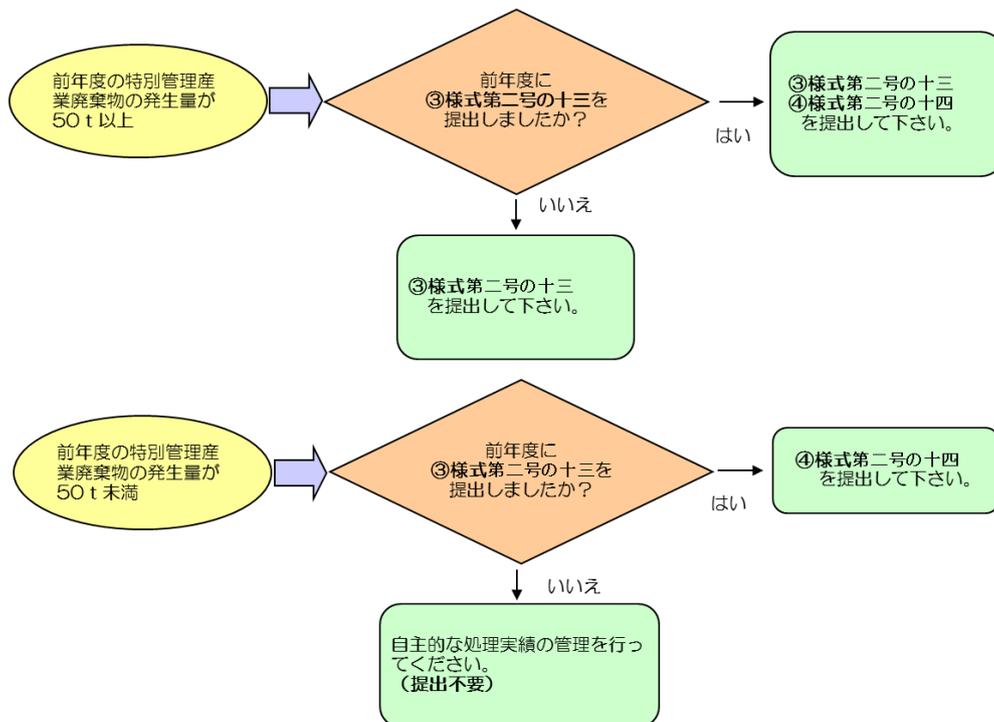


図2 提出フロー（特別管理産業廃棄物）

5 計画策定にあたっての前提事項

(1) 発生量の考え方

「国マニュアル」の「3-1 発生量」には、以下のとおり記載されており、この考え方によって発生量を捉えるものとします。

(参考) 国マニュアル「3-1 発生量」

3-1 発生量

発生量は、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、発生量の判断に当たっては、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合にはその発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作を経て発生する場合には当該廃棄物処理工程の前での量とする。

自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」等として把握されるため、発生量はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場から1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）が発生し、自社の別の事業場で当該産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該産業廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

<例：汚泥の場合>

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥ととらえられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合はこれに当たる。当該施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。

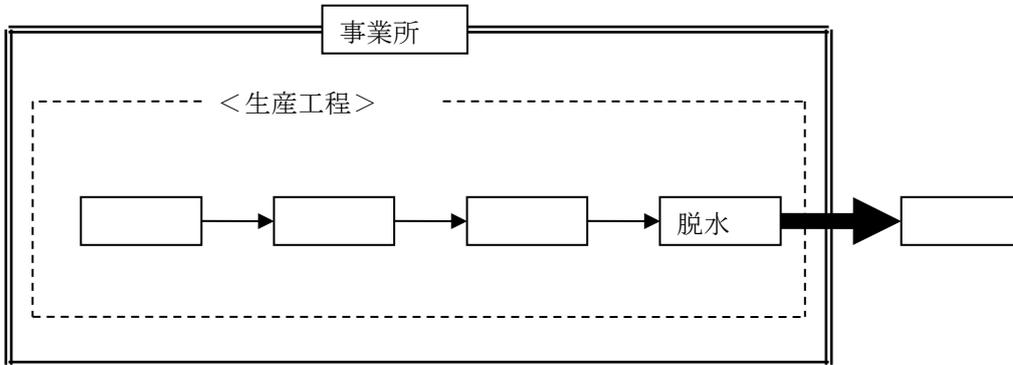
□ 各工程



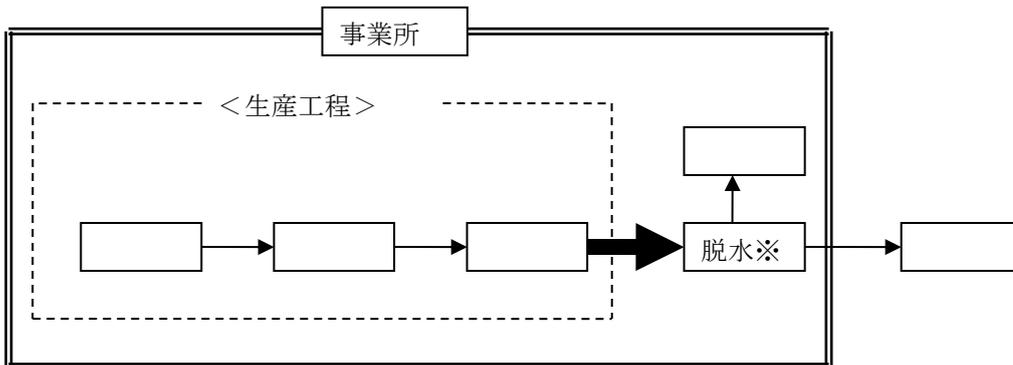
→ 発生量の把握時点

} 物の流れ

①

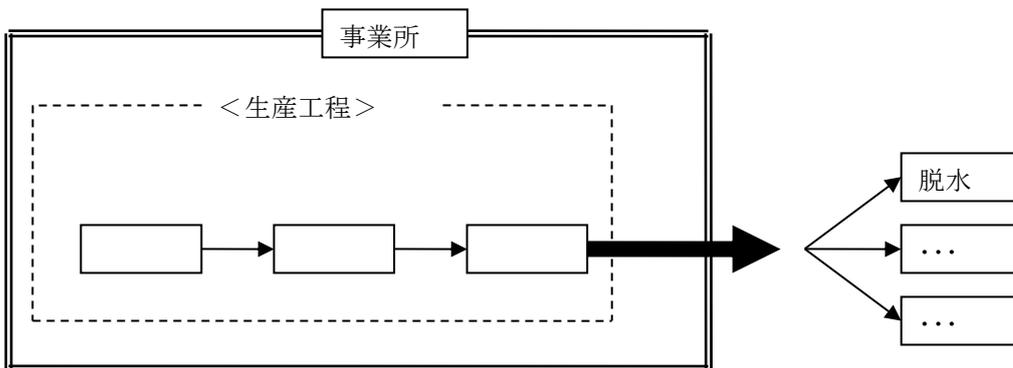


②



※廃棄物の処理としての脱水行程

③



(2) 計画の作成単位

「国マニュアル」の「3-2 処理計画等の作成単位」には、以下のとおり記載されており、この考え方によって作成単位を捉えるものとします。

(参考) 国マニュアル「3-2 処理計画等の作成単位」

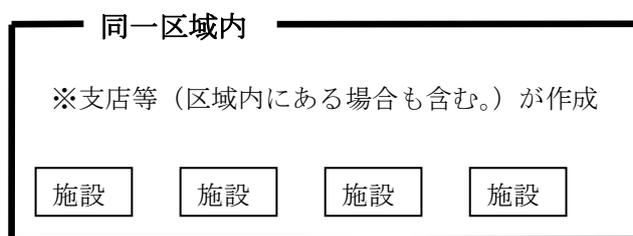
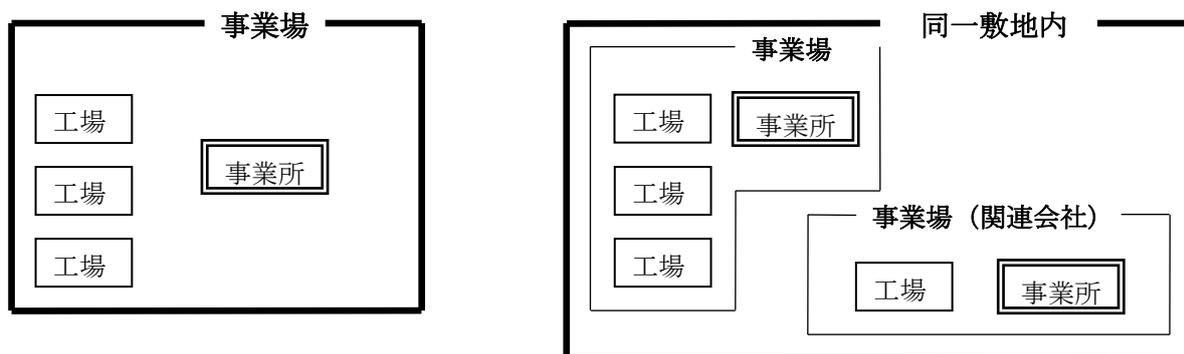
3-2 処理計画等の作成単位

(1) 製造業等

製造業等の場合は、事業場ごとに処理計画及び実施状況報告（以下「処理計画等」という。）を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは事業場ごとに判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかを判断する。この場合には、処理計画等の作成はそれら区域内の施設を管轄している支店等が行うこととする。

 ... 処理計画等の作成単位

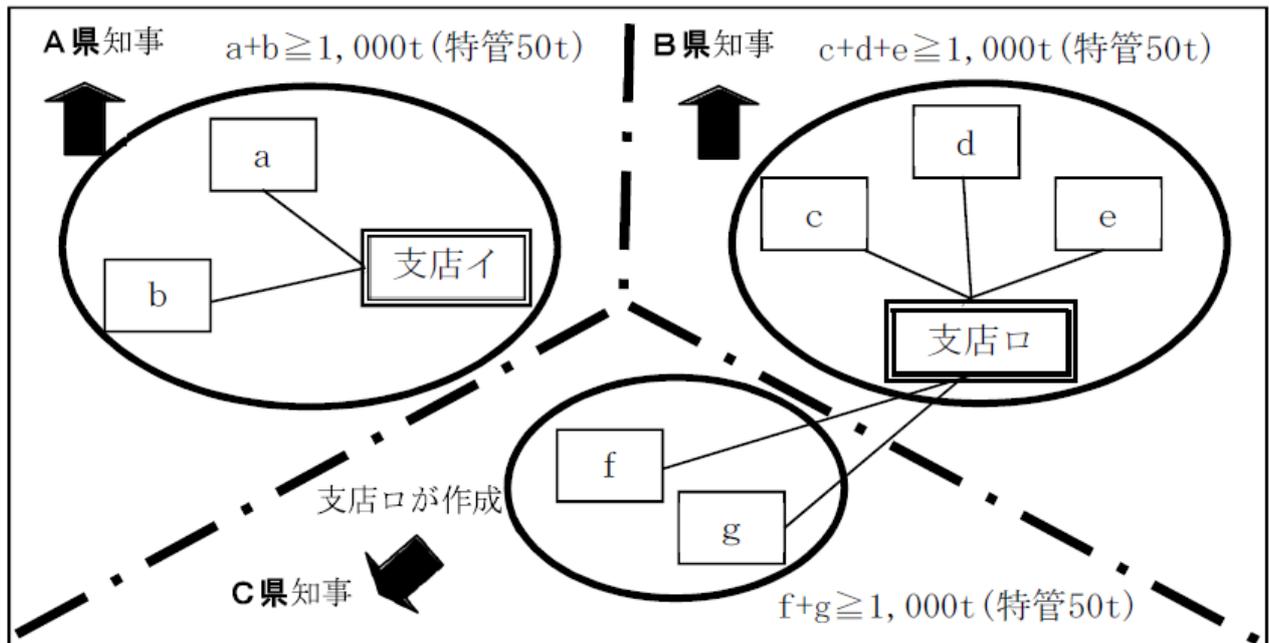
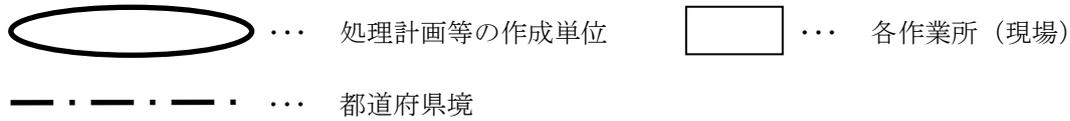


(2) 建設業等

建設業等の場合、廃棄物の減量その他適正な処理の促進という目的に照らし、区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに区域内に係る処理計画等を作成することを基本とする。多量排出事業者に該当するかどうかは、区域内の作業所（現場）を合わせて判断する。なお、多量排出事業者が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできる。

建設工事（土木建設に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。以下同じ。）における排出事業者には、元請業者が該当する。

＜事業場とこれを管理する支店等が異なる都道府県に位置する場合＞



（3）当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱いについて、「国マニュアル」の「3-3」には、以下のとおり記載されており、この取扱いに準拠するものとします。

（参考）国マニュアル「3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い」

3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとする。したがって、前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じない。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。

(4) 電子マニフェストの使用が義務となる事業者

当該年度（令和2年（2020年）度以降）の前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となります。

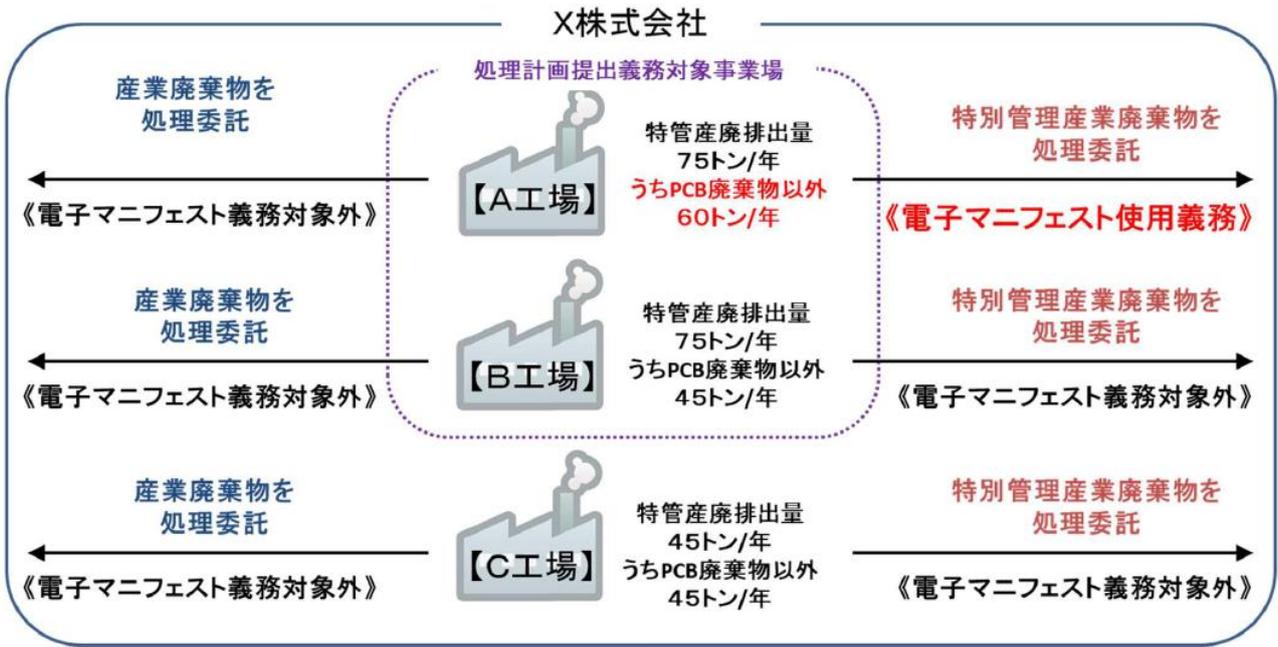
法第12条の5第1項等に基づき電子マニフェストの使用が義務付けられる事業者（以下「電子マニフェスト使用義務者」という。）に該当するか否かは、当該年度の前年度に提出された処理計画（様式第二号の十三）の「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄に記載された特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）から判断します。

義務対象となるのは特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合のみであり、同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やPCB廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能です。

また、電子マニフェスト使用義務者となるか否かは年度ごとに判断するため、いったん電子マニフェスト使用義務者となった事業者であっても、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなります。

その後再び50トンを超えた場合は、その翌々年度は再び義務対象となりますので年間50トン前後で推移する事業者は引き続き電子マニフェストを使用することを推奨します。

【電子 manifests 使用義務（例）】



【特別管理産業廃棄物発生量（PCB 廃棄物を除く）と電子 manifests 使用義務について】

2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
発生量 50 t 以上 (PCB 廃棄物除く)		電子 manifests 使用義務	
	発生量 50 t 以上 (PCB 廃棄物除く)		電子 manifests 使用義務

6 計画の策定・提出等

(1) 計画の策定

①目標値の設定

計画を策定するにあたって、事業者自らが、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けて積極的に取り組むことが必要です。

産業廃棄物の処理等にあたっては、自社内の管理だけではなく、グループ会社や調達先、処理委託先など、事業活動に伴う各関係者と連携して廃棄物の管理体制を構築して取組を進める必要があることから、本県としては、該当事業者に対して、経済産業省作成の「廃棄物・リサイクルガバナンス（WRG）ガイドライン」で示される考え方を参考にして取組を進めるようお願いしているところです。

については、WRGの考え方も踏まえつつ、産業廃棄物の排出量や再生利用量等についての的確な数値目標の設定をお願いします。

②計画の様式

廃棄物処理法で策定が求められる多量排出事業者の計画については、廃棄物処理法施行規則において策定する計画の様式が定められていますが、本県における策定様式は県マニュアルに基づく様式とし、県ホームページで公開しています。

※)三重県の書式での報告を基本としますが、国の書式でも受け付けます。

表2 計画の策定様式

区分		計画書
廃棄物処理 法で定める 多量排出事 業者	産業廃棄物 (1,000トン/年以上)	(様式第二号の八)「産業廃棄物処理計画書」
	特別管理産業廃棄物 (50トン/年以上)	(様式第二号の十三)「特別管理産業廃棄物処理計画書」

③計画書の作成

「②計画の様式」に定める様式に基づき、「①目標値の設定」に記載しているように的確に目標値を定め、必要事項を記入のうえ、計画書を作成してください（提出いただく計画書に押印は不要です）。

「目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されますが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推計する等により数値を求めて記載してください。

計画書に記載する数値については、単位（キログラムではなくトン単位で記載する）や重量（体積や個数で把握している場合は、重量に換算する）に注意してください。

様式第2号の13「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）」が50トン以上の者（P9【電子マニフェスト使用義務（例）】のA工場）は、「今後実施する予定の取組」に、電子マ

ニフェストへの加入（未加入者は加入予定、既加入者は加入済みである旨）、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載するとともに、情報処理センターに登録することが困難な事由（規則第8条の31の4）があらかじめ明らかかな場合は、その旨及び理由を記載してください。他方、50トン未満の者（P9【電子マニフェスト使用義務（例）】のB工場）は、次年度について電子マニフェスト使用義務者に該当しない旨を記載してください。

また、記載する（特別管理）産業廃棄物の種類については、廃棄物処理法で定められた種類と同様としますが、建設業の排出事業者から、実際の工事現場等においては、安定型と管理型の産業廃棄物が混じって排出される場合に、分類は困難である旨の意見もありましたので、「建設混合廃棄物」という種類も設けています。ただし、排出段階で出来る限り分別することが基本ですので、特段の事情がある場合を除き、「建設混合廃棄物」欄での記載は控えてください。

※)「建設混合廃棄物」については、平成23年3月30日付け環廃産第110329004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知を参照してください。

(2) 計画書の提出

策定した計画書は、策定年度の6月30日（土、日、祝日の場合は翌開庁日）までに資源循環推進課（tekiseik@pref.mie.lg.jp）宛に電子メールにて提出してください。

なお、該当する事業者において、都道府県知事に計画を提出せず、又は虚偽の記載を行った場合などは、廃棄物処理法第33条に規定する罰則が適用されます。

(3) 計画の公表

計画提出対象者から提出された計画書については、県ホームページで公開しますので、個人情報等の記載にはご注意ください。

また、産業廃棄物の年間排出量が1,000トン未満及び特別管理産業廃棄物の年間排出量が50トン未満の事業者であっても、産業廃棄物に関する処理計画を定め、適正管理を進めていくことは重要であると考えられることから、県に産業廃棄物に関する処理計画を提出しない場合であっても、自社のホームページ上で内容を公開、又は来訪者や取引先等へ積極的に示していくことが望まれていますので、必要な取組をお願いします。

7 実施状況の報告

(1) 報告書の作成

①報告書の様式等

廃棄物処理法上、多量排出事業者において、前年度作成した処理計画書に対する実施状況（産業廃棄物の発生量や処理量等）報告書の作成が義務づけられ、廃棄物処理法施行規則において報告書の様式が定められていますが、本県への提出用の様式は本マニュアルに基づく様式とし、県ホームページで公開しています。

※)三重県の書式での報告を基本としますが、国の書式でも受け付けます。

表4 報告書の作成様式

区分		報告書
廃棄物処理法で定める多量排出事業者	産業廃棄物	(様式第二号の九)「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」
	特別管理産業廃棄物	(様式第二号の十四)「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」

※)前年度処理計画書（様式第二号の八または様式第二号の十三）を提出した事業者のみ提出をお願いします。なお、前年度、処理計画書を提出した事業者は前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン未満、または特別管理産業廃棄物発生量が50トン未満でも前年度の実施状況報告書の提出が必要です。

②報告書の作成

「①報告書の様式等」に定める様式に基づき、必要事項を記入のうえ、報告書を作成してください（提出いただく報告書に押印は不要です）。

なお、報告書に記載する数値については、単位（キログラムではなくトン単位で記載する）や重量（体積や個数で把握している場合は重量に換算する）に注意してください。

また、今回の改正に伴い、様式第二号の十四が変更となり、第1面に「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄が追加されました。電子マニフェスト使用義務者は、前々年度および前年度の数値を記載するとともに、電子情報処理組織の使用に関する取組等について記載してください。

(2) 報告書の提出

6 (2)「計画書の提出」に準ずるものとします。

(3) 報告書の公表

6 (3)「計画の公表」に準ずるものとします。

8 参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（事業者の処理）

第12条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 13 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 三 第十二条第十項又は第十二条の二第十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の3 法第12条第9項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第6条の7 法第12条の2第10項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が五十トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第8条の4の5 法第12条第9項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（実施の状況の報告）

第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

（計画及び実施の状況の公表）

第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告の内容を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画）

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項
- 十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告の内容を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物)

第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものを除く。）とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第8条31の4 法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも

65 歳以上である場合であって、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電子通信回線で接続されていない場合